

7.

(2)

Constitution of New York, 1846

ARTICLE VI.

§ 24. [Commissioners to revise procedure.]—The legislature, at its first session after the adoption of this Constitution, shall provide for the appointment of three commissioners, whose duty it shall be to revise, reform, simplify, and abridge the rules of practice, pleadings, forms and proceedings of the courts of record of this state, and to report thereon to the legislature, subject to their adoption and modification from time to time.

ARTICLE I.

§ 17. ……the legislature, at its first session after the adoption of this Constitution, shall appoint three commissioners, whose duty it shall be to reduce into a written and systematic code the whole body of the law of this state, or so much and such parts thereof as to the said commissioners shall seem practicable and expedient.

1847.4.8: State Commission on Pleading and Practice 設置。同年 9 月, 辞任した委員の後任委員。

(1857: Commissioners of Code 設置。)

◆フィールド法典を採択した法域

1848~1860——7 州, 7 準州

New York, 1848; Missouri, 1849; [California, 1850]; Iowa, 1851; Kentucky, 1851; [Minnesota, 1851]; Indiana, 1852; Ohio, 1853; [Oregon, 1854]; [Washington, 1854]; Wisconsin, 1856; [Nebraska, 1857]; [Kansas, 1859]; [Nevada, 1860]

1861~1870——3 州, 7 準州

[North Dakota, 1862]; [South Dakota, 1862]; [Arizona, 1864]; [Idaho, 1864]; [Montana, 1865]; Arkansas, 1868; North Carolina, 1868; [Wyoming, 1869]; [Utah, 1870]; South Carolina, 1870

1871~1880——2 州

Colorado, 1877; Connecticut, 1879

1881~——3 準州

[Oklahoma, 1890]; [New Mexico, 1897]; [Alaska, 1900] (Puerto Rico, 1904 は除いている)

「訴訟原因」の定義——侵害されたと主張される法的権利に基づいて訴訟原因を定義すべき（人身損害と物的損害で二つの訴訟原因となる）か、あるいは救済を根拠づける事件・取引に基づいて訴訟原因を定義すべき（一つの不法行為であれば訴訟原因は一つとなる）か。

「事実」の定義——法的評価・法的結論と事実と証拠と。たとえば,

(i)過失によって

酒気を帯びて

呼気中のアルコールの濃度が XX パーセントであるにもかかわらず

(ii)過失によって

前方不注意で

30 メートル前を横断しようとしている人に気付いてスピードを落すことなく

【訴答のあり方の変遷】

訴答の呼称	common law pleading	code pleading	federal pleading
別称	issue pleading	fact pleading	notice pleading
訴答の目的	単一の争点 (issue) の形成	当事者が主張する事実の開示；訴訟・争点の範囲の確定	当事者の主張の概要の告知（訴答以外に、開示手続や事実審理前協議＋事実審理前命令がある）
当事者の役割	当事者は訴訟方式に従って適用される法原則を選択し、主張する。法原則の選択を誤ることで敗訴する可能性がある。	当事者は事実を通常の簡潔な用語で主張すればよい。事件にあてはまる法原則の発見・適用は裁判所の役割。	訴答の役割自体が縮小された。判決で与えられる救済は、種類・金額の双方で原告が請求したものに限定されない。Rule 54(c).
選 択 的 主 張・矛盾する主張	許されない。	当初は認められなかったが、後に許されるようになる。	当初から明文で認められていた。

Ⅲ. 連邦制のもとでのアメリカ法

1. 立法権

(1) 連邦の立法権

(b) 連邦議会に与えられた立法権限 (ハ) 州際通商条項

【州際通商条項に関する主要判決】

Gibbons v. Ogden, 22 U.S. (9 Wheat.) 1 (1824)

「通商」——Commerce という言葉の意味は traffic（交易——売買，商取引）や buying and selling（売買）や interchange of commodities（商品交換）に限定されるのではない。それは intercourse な いし commercial intercourse であって航海もそれに含まれるのである。一般的にいうと，連邦議会は，commerce clause に基づいて，州と州とのあいだの通商の手段である交通機関・通信手段についても規制することができる。

「州際 (among the several States)」——among という言葉は，複数の州が関係する通商という意味に限定（理解）するのが適切である。州内の通商については，他州に影響を及ぼすことのない，完全に当該州内の通商は含まれない。

Houston E. & W. Texas Railway Co. v. United States (The Shreveport Rate Case), 234 U.S. 342 (1914)

Interstate Commerce Commission が Interstate Commerce Act に基づいて Shreveport - east Texas 間の運賃より低額に設定されていた east Texas - west Texas 間の運賃を州際通商を阻害するものと判断し，それを州際の場合の運賃の水準にまで引き上げるよう鉄道会社および運賃を規制するテキサス州鉄道委員会 (Texas Railroad Commission) に命令した。Interstate Commerce Commission の権限が争われたが，最高裁は，たとえ直接の規制対象が州内の鉄道運賃であっても，運輸業者の州内の取引と州際の取引が非常に密接に関連して一方の監督が他方の規制に係る場合（州際通商に対して実質的で密接な関連 (substantial and close relation) を有している場合）には，規制権限は最終的には連邦議会に与えられるとした。

【非経済的目的，禁止という規制】

Champion v. Ames, 188 U.S. 321 (1903)

宝くじの州間の輸送を禁じる連邦の法律 (Federal Lottery Act) に反して宝くじをテキサス州からカリフォルニア州へ輸送し有罪判決を受けた被告人がこの法律の合憲性を争ったが，が合憲とされた。

Hoke v. United States, 227 U.S. 308 (1913)

不道德な目的のために婦人を州にまたがって輸送することを禁じる連邦の法律が合憲とされた。

[commerce power の範囲外とされた立法]

United States v. E. C. Knight Co., 156 U.S. 1 (1895)

シャーマン反トラスト法と製糖会社の株式取得（合衆国内の製糖事業の98%に及ぶ）をめぐる事件。製造（manufactures）、農業（agriculture）、鉱業（mining）における規制は州の権限であるとして、シャーマン法に基づく合衆国による株式取得差止めを認めなかった。

Hammer v. Dagenhart, 247 U.S. 251 (1918)

1916年、14歳未満の者を使用したり、14歳以上16歳未満の者を週48時間を超えてまたは夜間労働させる工場で製造された商品を州際通商で輸送することを禁止する Child Labor Act が制定された。16歳未満の子供を2人綿糸工場で働かせていた父親がこの法律の違憲性を理由に法律の執行の差止を求めた。最高裁は、商品の製造や石炭の採掘は通商ではなく、これらのものが後に州際通商で輸送されたり使用されるものであったとしても、それによってこれらの生産が通商になるわけではないとして、法律を違憲とした。

Schechter Poultry Corp. v. United States, 295 U.S. 495 (1935)

（National Industrial Recovery Act に基づく）最低賃金・最高労働時間の規則違反により有罪とされた屠殺業者が、その法が州内にしか販路を持たない屠殺業者に適用されたことの合憲性を争った。最高裁は、そのような屠殺業者が雇用している者の賃金や労働時間は州際通商に対して間接的な影響しか及ぼさないとして、そのような適用を違憲とした。

Carter v. Carter Coal Co., 298 U.S. 238 (1936)

生産は地方的事項であって、それが州際通商に向けられているとしても、その生産に関する労働条件が州際通商に及ぼす影響は間接的なものにすぎない。

Railroad Retirement Board v. Alton R.R. Co., 295 U.S. 330 (1935)

Railroad Retirement Act of 1934 は鉄道会社に勤める職員の定年と強制的年金制度を定めていたが、最高裁は、年金は輸送の効率などに関係しておらず、労働者の社会福祉の問題であり、通商の規制とはいえない、として違憲とした。

[Court Packing Plan]

1937年2月、Franklin D. Roosevelt 大統領は、70歳以上の合衆国の裁判所の判事一人について一人の新たな裁判官を任命する（16人以上にはしない）法律を提案した（1937年当時、70歳を超える裁判官は最高裁に6人いた）。しかし、同37年4月にNLRB決定を肯認する判決が最高裁で下されたこともあって、このプランは実現されずに終わった。

NLRB v. Jones & Laughlin Steel Corp., 301 U.S. 1 (1937)

合衆国第4位の鉄鋼会社での事件。州内の活動であっても州際通商に対して a close and substantial relation を持ち、それに対する規制が州際通商に対する負担や妨害を排除するために必要・適切である場合には、連邦議会の規制権限は肯定される(労働争議による操業停止は serious effect upon interstate commerce を及ぼす)。

Wickard v. Filburn, 317 U.S. 111 (1942)——a substantial economic effect on interstate commerceを及ぼすような活動であれば、当該活動が生産であっても、また、その影響が間接的と称されるようなものであっても、州際通商規制権限が及ぶ。

[州際通商規制権限の限界]

United States v. Morrison, 529 U.S. 598 (2000).

Violence Against Women Act of 1994 の中に、性的動機による暴力行為の被害者に損害賠償などの民

事救済を求める連邦法上の権利を与える規定があった。州立学校で2人の男子学生から強姦された女子学生（事件後退学）が、その規定に基づいて救済を求める訴訟を提起したが、加害学生らは、当該規定は違憲であると主張した。レーンクイスト最高裁首席判事の法廷意見は、性的動機による暴力犯罪は経済活動ではなく、当該規定は、州際通商に実質的影響を及ぼす活動を規制するものとはいえず、違憲であるとした。

(c) 合衆国憲法上の制限

【人身保護令状】

例外的救済方法（extraordinary remedies）の一つで、イギリスの王座裁判所をはじめとする国王の裁判所が国王の大権に基づいて下した大権令状（prerogative writs）に由来する。

Habeas corpus（身柄提出令状・人身保護令状）は、他者を拘禁している者に対して、その身柄の提出を命じる令状で、拘禁の合法性を審査するために用いられ、不法に拘禁されている者を解放する機能を果たす。刑事手続における拘禁（州の刑事手続で有罪の判決が確定した被告人が、自身の有罪判決が合衆国憲法違反であると主張して釈放を求めるなど）だけでなく、精神病院に強制入院させられている場合、（離婚後）監護権のない者から子どもを取り戻す場合、あるいは、（離婚せずに）別居している夫婦間で、監護している側の親の子に対する処遇が親権行使という観点からみて容認し得ない場合など、に広く用いられる。

【私権剥奪法】

本来は、特定人を、死刑に処し、その財産を没収する法律であるが、アメリカでは、特定性を緩め、また、刑罰も、死刑・財産没収に至らない権利・利益の懲罰的剥奪も合衆国憲法 1 編 9 節によって禁じられる bill of attainder にあたると解釈されている。たとえば、Cummings v. Missouri (1867) では、南北戦争後、（南軍に加担した者を一定の職から排除するために）合衆国に敵対行動をとらなかったこと、合衆国に不忠誠な行動をしなかったことを宣誓しなければ、教職、聖職者、弁護士 の職に就けず、現にそれらの職にある者も、そのような宣誓をしなければ職務を行えないと定めた法律が、私権剥奪法にあたるものと判示された。また、United States v. Lovett (1946) では、特定の合衆国政府公務員（共産主義団体に関与した者）について、再任用の手續が取られない限り俸給を支払わないとする法律が同様に私権剥奪法にあたり、違憲であるとされた。